

### **3 診療報酬**

- 調剤報酬については、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」において患者本位の医薬分業の実現に向けた見直しを行うこととされ、また、「規制改革実施計画」においてその在り方について抜本的な見直しを行うなどとされていることに基づき、患者が真の医薬分業のメリットを感じられるよう、本ビジョンで示した方向性も踏まえ、今後、中医協で具体的に議論する。

## 第5 おわりに

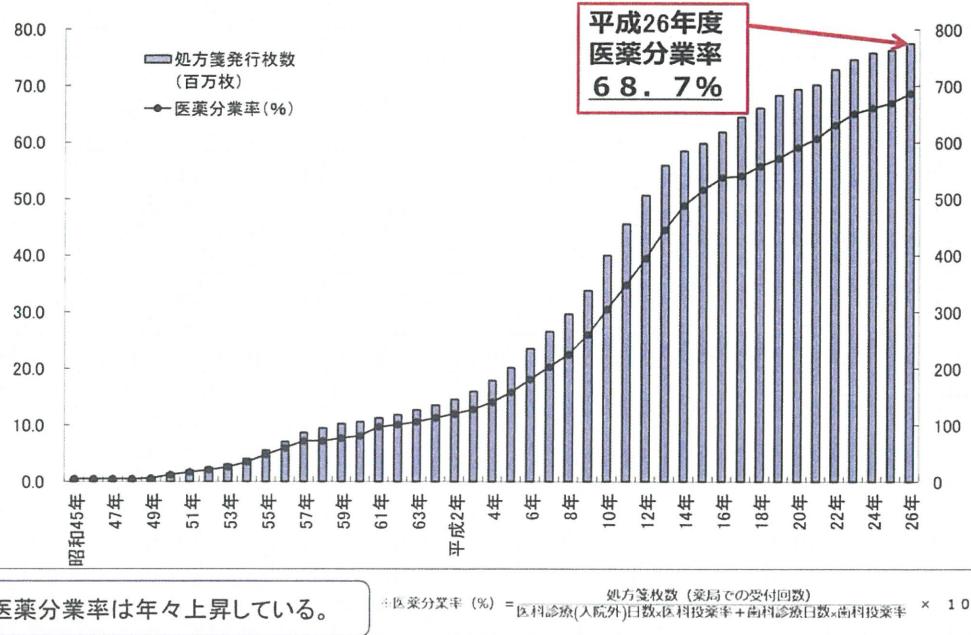
- 薬剤師・薬局の基本理念や今後のあり方を示した文書としては、これまで「薬局グランドデザイン」（平成9年日本薬剤師会）や「薬剤師の将来ビジョン」（平成25年日本薬剤師会）、「薬局・薬剤師の求められる機能とあるべき姿」（平成26年日本医療薬学会）、「薬剤師の職能将来像と社会貢献」（平成26年日本学術会議 薬学委員会 チーム医療における薬剤師の職能とキャリアパス分科会）などが挙げられるが、今回、厚生労働省として初めて、かかりつけ薬剤師・薬局の機能や、2035年までの長期の姿を見据えた薬局の再編の姿について、本ビジョンを取りまとめた。
- 今後本ビジョンに基づき、患者本位の医薬分業がかかりつけ薬剤師・薬局によって実施されるよう、すべての薬局関係者が、医薬分業の原点に立ち返り、患者本位の分業を実現するべく、まずは各地域の地域包括ケアシステムの一員となって、かかりつけ医を始めとした多職種・関係機関との信頼関係を培いながら、真摯な取組を行うことが求められており、この点について、薬局関係者において十分認識する必要がある。  
特に、第2の1（3）でも示したとおり、今後、医薬関係団体や保険者、行政が連携しつつ、患者・住民に対し、医薬分業の意義やそのメリットを享受するためにかかりつけ薬剤師・薬局が必要である旨を積極的に周知するとともに、患者・住民が納得の上でサービスを受けられるような取組を進めることが期待される。
- 厚生労働省としても、かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化や薬局再編のための支援を進めるとともに、PDCAサイクルの下でその進捗を適切に評価すること等を通じ、患者・住民から真に評価される医薬分業の速やかな実現を目指していく。

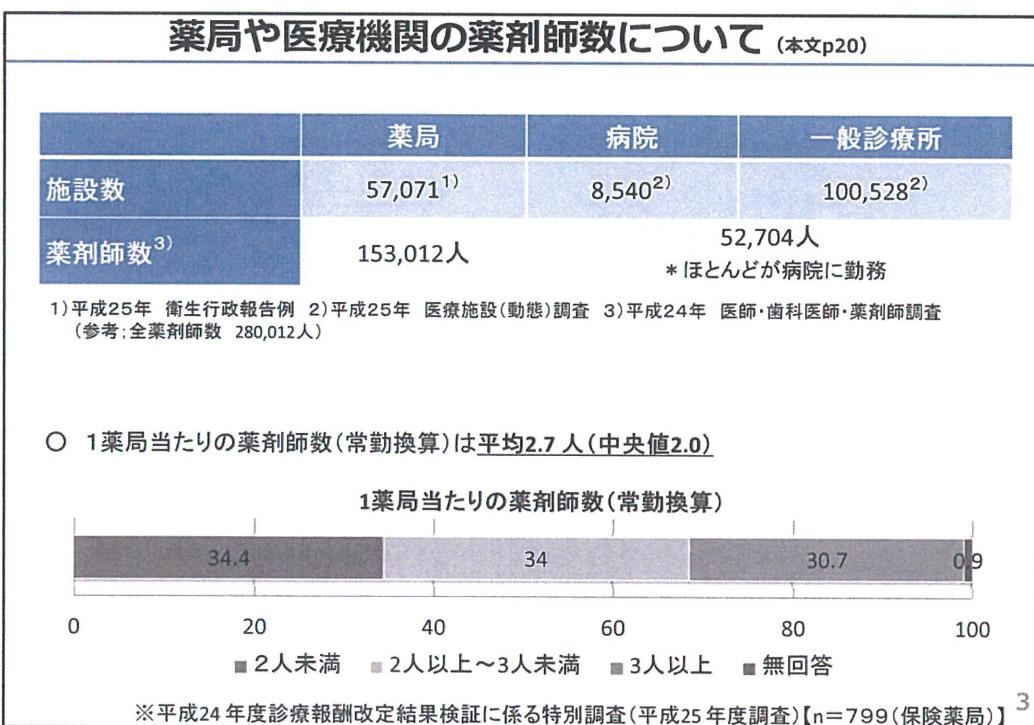
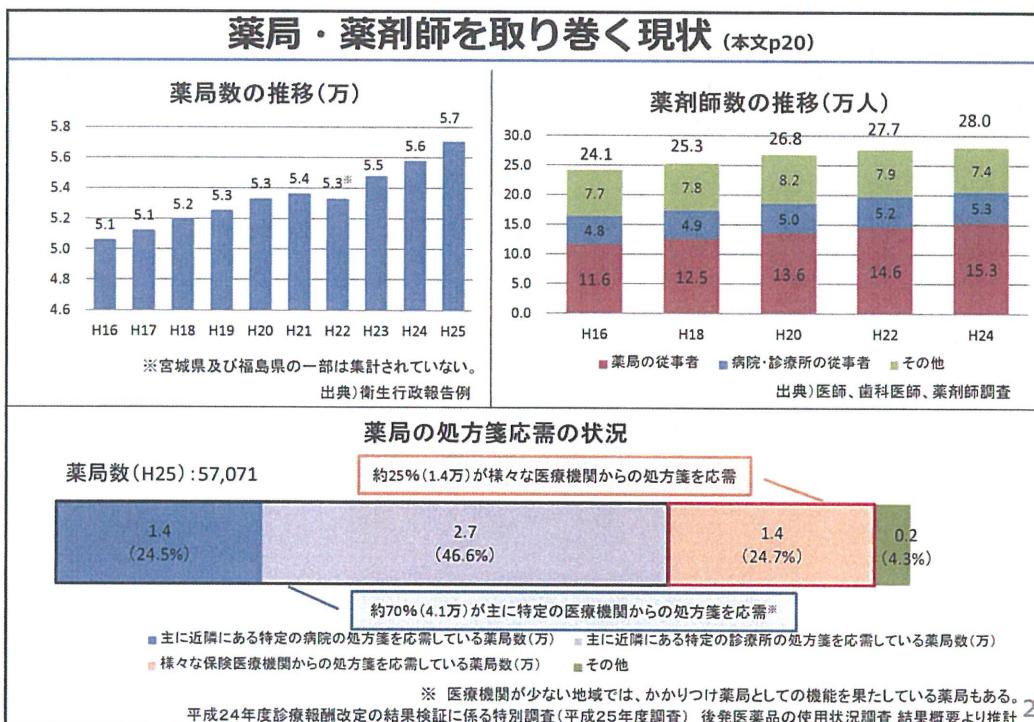
# 患者のための薬局ビジョン

## 参考資料

医薬分業率の年次推移（「本文」のp2※）

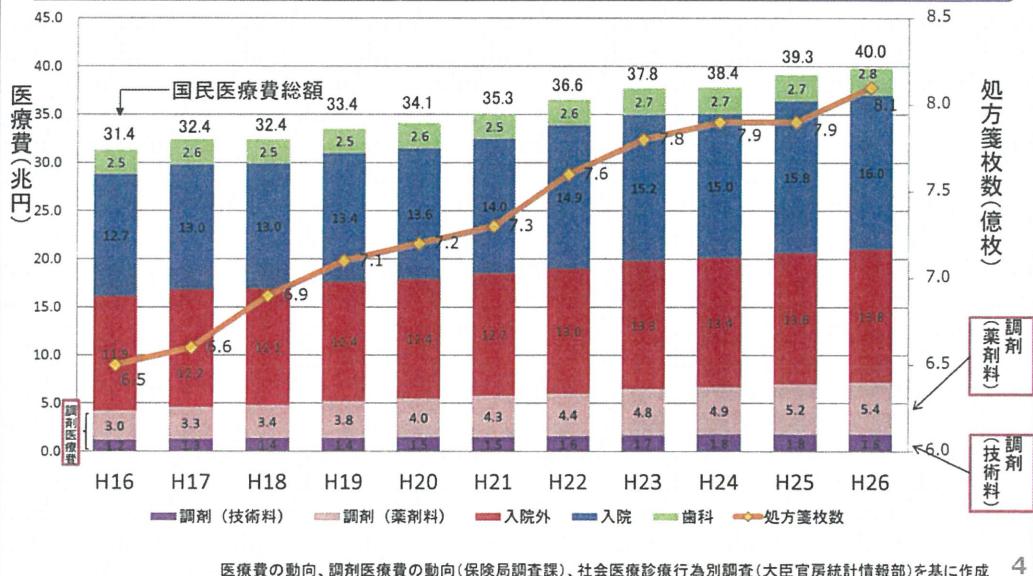
※ 患者のための薬局ビジョン  
の主な該当ページ





## 医療費と調剤医療費の推移(本文p3)

調剤医療費の伸びの大部分は薬剤料。これには、院外処方への切替えにより、入院外に計上されていた薬剤料が調剤医療費に振り替わった分が含まれている。



医療費の動向、調剤医療費の動向(保険局調査課)、社会医療診療行為別調査(大臣官房統計情報部)を基に作成 4

## 疑義照会の割合と処方変更の頻度(本文p2)

患者情報や薬歴などから、患者が複数診療科を受診している場合の医薬品の重複や、併用している医薬品との相互作用等、処方内容に薬学的観点から疑義がある場合に、薬剤師が処方医に対して連絡・確認(疑義照会)を行い、必要な場合に処方が変更されることで、薬物療法の有効性・安全性の向上に貢献する。

		回数
①処方受付回数		60,617
②上記のうち、疑義照会した回数 (処方箋受付回数に占める割合)		3,262 (5.4%)
③処方変更の有無を明らかにしている回数 3,160		
	④処方に変更があった回数 (③に占める割合)	2,231 (70.6%)
	⑤処方に変更がなかった回数 (③に占める割合)	929 (29.4%)

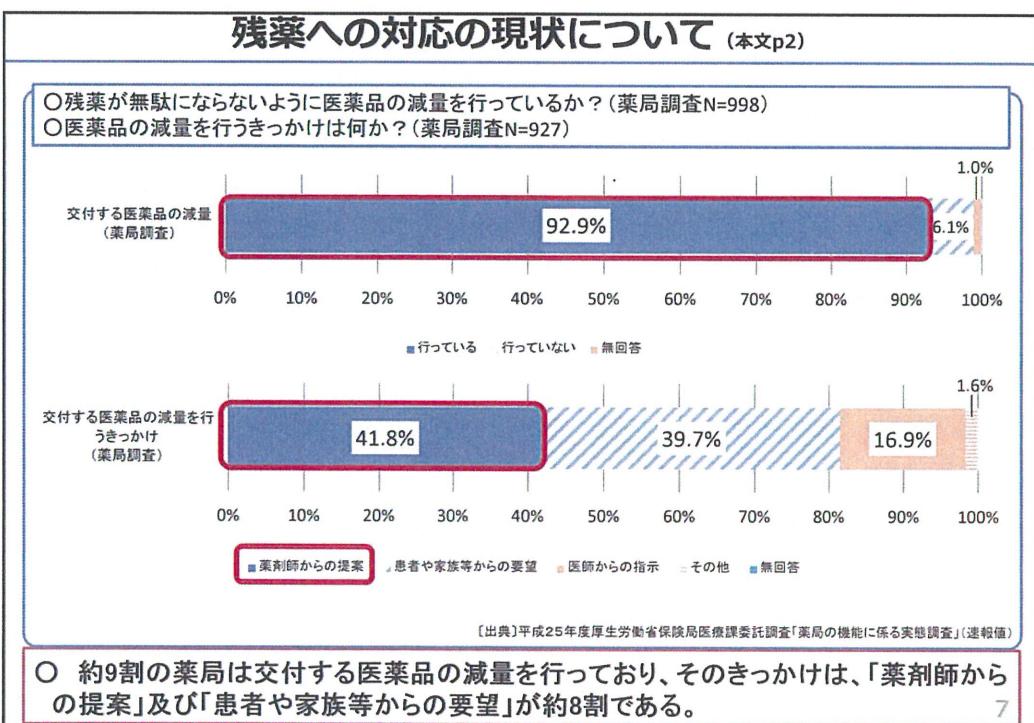
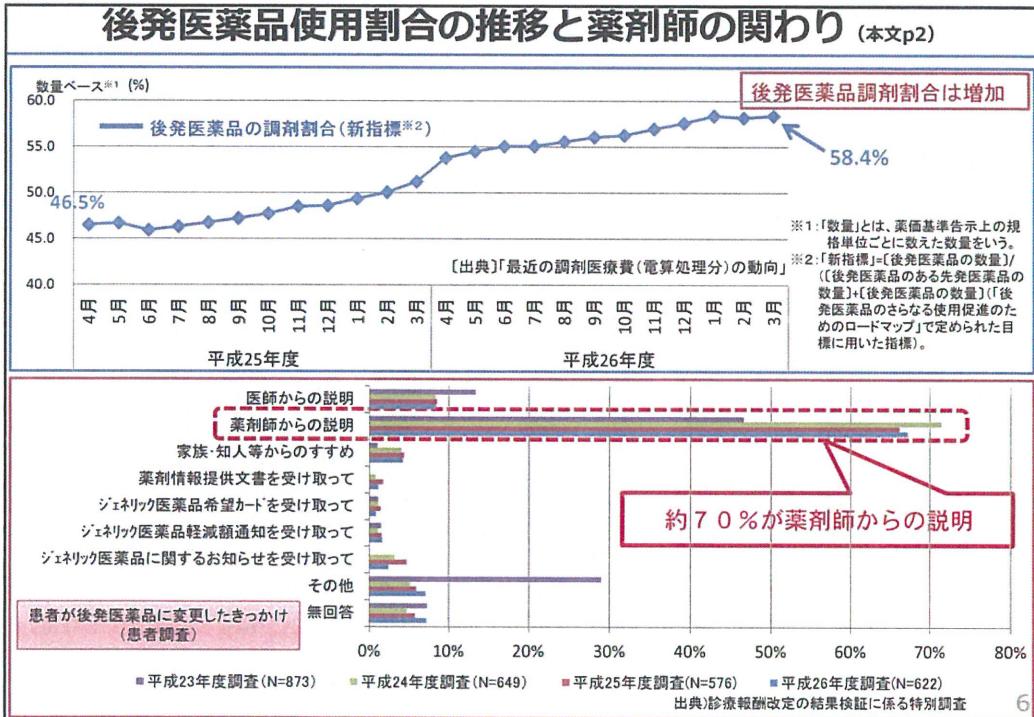
〈調査期間中のある代表的な1日のデータを集計したもの(回答薬局数=949)〉

※処方変更の有無を明らかにしていない回答があったため、④+⑤の合計回数が疑義照会した回数(②)になっていない

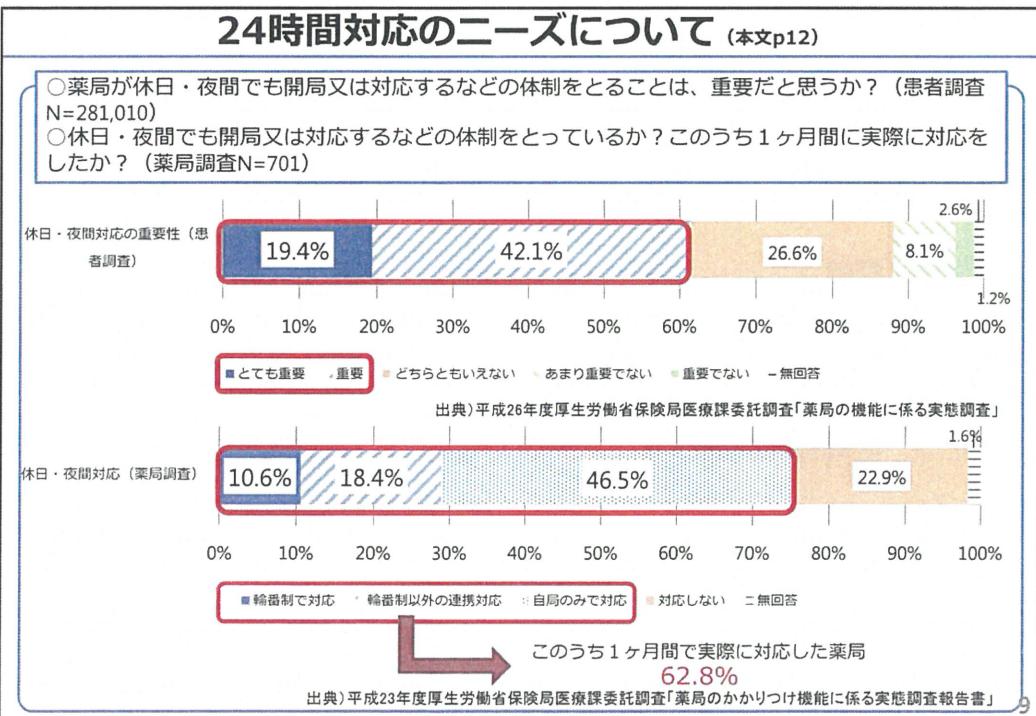
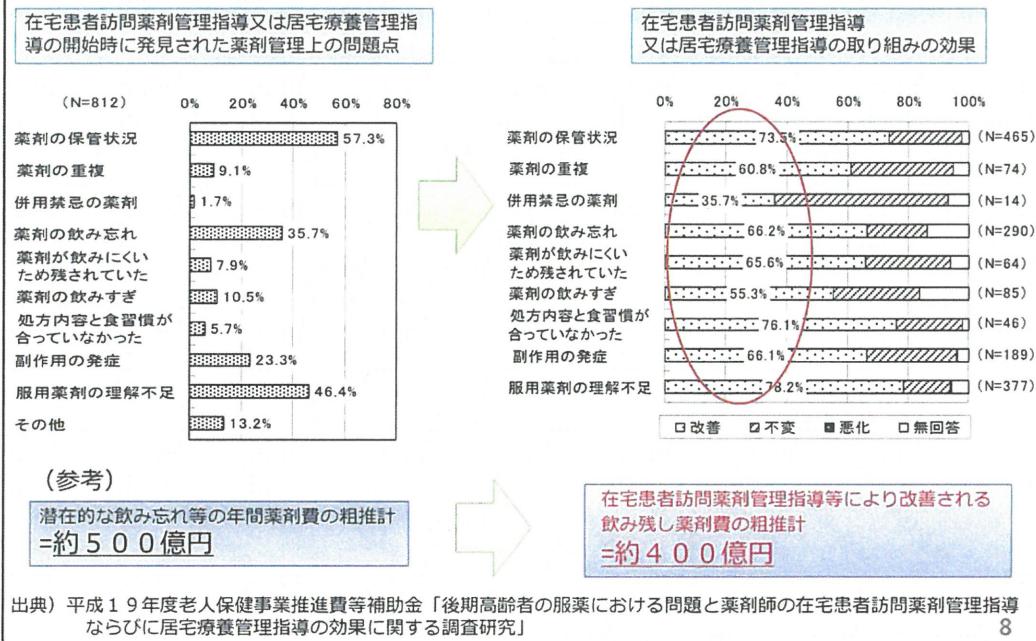
年間 約4,300万枚相当の処方箋について疑義照会を実施

(年間処方箋枚数7.9億枚×5.4%を乗じて算出)

平成25年度厚生労働省保険局医療課委託調査「薬局の機能に係る実態調査」を元に集計

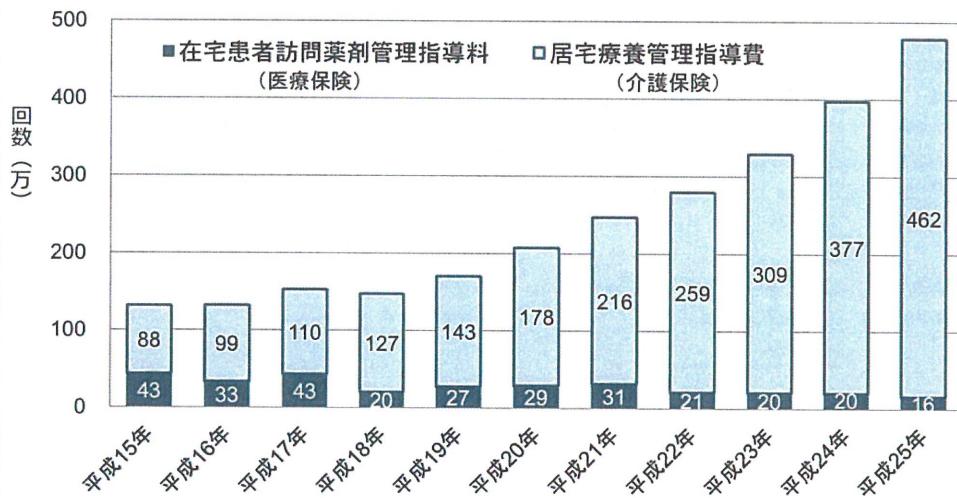


## 在宅医療における残薬管理 (本文p3)



## 薬局における在宅患者訪問薬剤管理指導の実施状況 (本文p12)

- 介護保険における「居宅療養管理指導」に係る算定回数が伸びており、全体として薬剤師による在宅における薬剤管理は進んでいる。



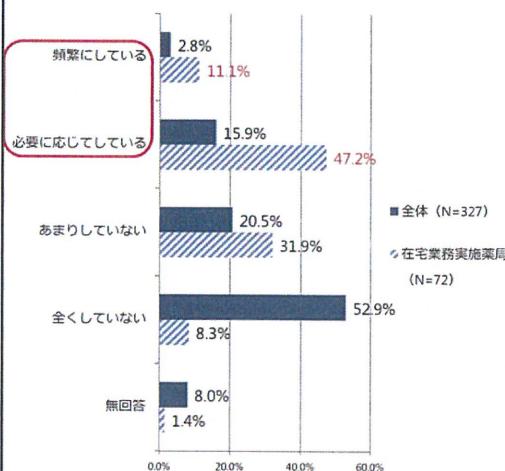
注) 在宅療養を行っている患者に係る薬剤管理指導については、対象患者が要介護又は要支援の認定を受けている場合には介護保険扱いとなり、認定を受けていない場合には医療保険扱いとなる。

出典) 社会医療診療行為別調査及び介護給付費実態調査を基に医療課で作成

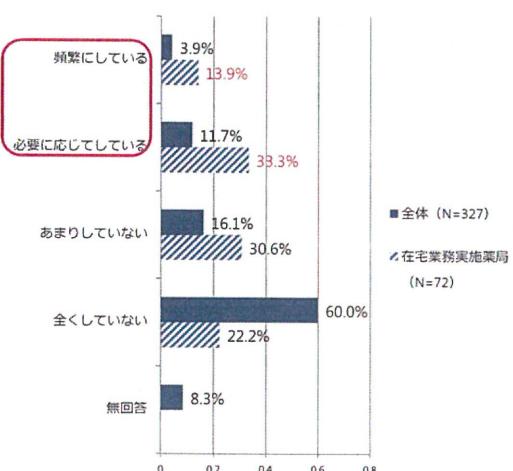
10

## 在宅実施／非実施薬局における多職種との連携 (本文p14)

### 介護支援専門員との在宅患者に係る日常的な情報交換の状況



### 訪問看護師との在宅患者に係る日常的な情報交換の状況



基準調剤加算の届出状況について、在宅対応を実施している薬局では「基準調剤加算2」(在宅を行っている医療機関と訪問看護ステーションの整備等が要件となっている)を取得している割合が31.9% (非実施薬局は1.6%)

出典)「地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師による薬学的管理及び在宅服薬支援の向上及び効率化のための調査研究事業」(平成26年度老人保健健康増進等事業)

11

